

公益財団法人東洋文庫コンプライアンス委員会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、公益財団法人東洋文庫（以下「文庫」という。）の活動・運営が法律・諸規定を遵守し、社会規範に合致したものである事を確保するために、文庫に置くコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 文庫におけるコンプライアンス（法令遵守）体制の強化に関すること
- 二 法令違反に対する是正措置及び再発防止策に関すること
- 三 公的研究費等取扱規程第4条の防止計画推進部署として不正防止計画の策定及び見直し等に関すること
- 四 公益財団法人東洋文庫における公的研究費等の不正使用に関する通報窓口規約（以下「通報窓口規約」という。）第3条に基づく、委員会業務に関すること
- 五 内部通報者及び相談者の保護に関すること
- 六 研究活動における不正行為が生じた場合の調査、審査等に関すること
- 七 公的研究費等の不正使用の疑いがある場合の調査等に関すること
- 八 その他、不正行為、不正防止に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 理事長（最高管理責任者）
- 二 専務理事（統括管理責任者）
- 三 常務理事
- 四 その他理事長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員長は理事長とする。

(調査チーム)

第5条 通報窓口規約第9条第2項に基づき、調査チームを設置する場合には、調査内容により、第3条の者以外からもメンバーを選出できるものとする。ただし、当該通報事案に係る者を選んではならない。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

2007年11月1日施行

2015年4月1日改訂